

元文科高第 328 号

令和元年 8 月 13 日

各 国 公 私 立 大 学 長  
独立行政法人大学入試センター理事長  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長  
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿  
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

(印影印刷)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）

この度、別添 1 のとおり「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（令和元年文部科学省令第 11 号）（以下「改正省令」という。）が、別添 2 のとおり「大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件等の一部を改正する告示」（令和元年文部科学省告示第 54 号）（以下「改正告示」という。）が、それぞれ令和元年 8 月 13 日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会）において、大学が多様な学生を受け入れるためにリカレント教育を推進すること、社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させるために実務家の大学教育への参画を促進すること及び大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにすることなどが提言されたことを踏まえ、リカレント教育の推進、実務家教員の大学教育への参画促進及び学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムの実施等に向け、所要の規定を整備するものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い申し上げます。

また、同答申において、単位互換制度が大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的に運用されるよう、基本的な考え方を改めて明示することが提言されたことを踏まえ、別添3のとおり「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について」を整理しましたので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い申し上げます。

このことについて、各都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対して、専修学校を置く国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、周知いただくようお願い申し上げます。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 改正省令

##### (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正

###### ア 一定の単位を修得した者の修業年限の通算

科目等履修生として一の大学（専門職大学、大学院（専門職大学院を含む。第1の1（3）及び第2の4を除き、以下同じ。）及び短期大学（専門職短期大学を含む。第1の1（4）及び第2の4を除き、以下同じ。）を含む。）において一定の単位を修得した者に対し、当該大学入学後に修得したものとみなすことができる当該単位数やその修得に要した期間等を勘案して修業年限の通算ができるとされているところ、今般、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第2項等の規定により、大学（専門職大学及び短期大学を含む。第1の1（1）ウ及び第2の2①及び③において「単位授与大学」という。）は、当該大学の学生以外の者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。いわゆる「履修証明プログラム」のこと。）を履修する者（以下「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができることとすることを踏まえて、修業年限の通算の対象に特別の課程履修生として一定の単位を修得した者を加えることとすること。（第146条関係）

###### イ 学修証明書の交付

大学（専門職大学、大学院及び短期大学を含む。第1の1（1）ウ並びに第2の1及び2において同じ。）は、当該大学の定めるところにより、当該大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書を交付することができるものとする。（第163条の2関係）

###### ウ 特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項

大学が特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項として、単位の授与の有無（単位授与大学が編成する場合に限る。）及び実施体制を新たに加えることとすること。（第164条第5項関係）

###### エ その他

その他の所要の規定を整備することとすること。

##### (2) 大学設置基準の一部改正

ア 専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員

大学（専門職大学，大学院及び短期大学を除く。第1の1(2)並びに第2の3及び4において同じ。）に専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する教員を置く場合であって，当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合には，大学は，当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。 （第10条の2関係）

イ 特別の課程履修生に対する単位授与

大学は，大学の定めるところにより，当該大学の特別の課程履修生に対し，単位を与えることができるものとする。 （第31条関係）

ウ 学部等連係課程実施基本組織に関する特例

(ア) 大学は，横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって，教育研究に支障がないと認められる場合には，当該大学に置かれる2以上の学部等（学部又は学部以外の基本組織をいう。以下同じ。）との緊密な連係及び協力の下，当該2以上の学部等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織（以下「学部等連係課程実施基本組織」という。）を置くことができるものとする。 （第42条の3の2第1項関係）

(イ) 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員は，教育研究に支障がないと認められる場合には，(ア)の2以上の学部等（以下「連係協力学部等」という。）の専任教員がこれを兼ねることができるものとする。 （第42条の3の2第2項関係）

(ウ) 学部等連係課程実施基本組織に係る専任教員数，校舎の面積及び附属施設の基準は，連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって足りるものとする。 （第42条の3の2第3項関係）

(エ) 学部等連係課程実施基本組織の収容定員は，連係協力学部等の収容定員の内数とし，当該学部等連係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。 （第42条の3の2第4項関係）

(オ) 学部等連係課程実施基本組織における教員数は，当該学部等連係課程実施基本組織を1学科で組織する学部とみなして別表第1イ(1)の表の中欄から算出される教員数とするものとする。 （別表第1イ(1)備考12関係）

(カ) 大学は，この省令による改正後の大学設置基準第42条の3の2の規定にかかわらず，当分の間，医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を主として実施する学部等連係課程実施基本組織を設置することができないものとする。 （改正省令附則第2条関係）

エ その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

(3) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

ア 大学院（専門職大学院を除く。第1の1(3)イ及び第2の4において同じ。）には，イの研究科等連係課程実施基本組織ごとに，文部科学大臣が別に定める数の研究指導教員及び研究指

導補助教員を置くものとする。 (第9条第1項関係)

イ 大学(大学院に限る。)は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる2以上の研究科等(研究科又は研究科以外の基本組織をいう。以下同じ。)との緊密な関係及び協力の下、当該2以上の研究科等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する研究科以外の基本組織(以下「研究科等関係課程実施基本組織」という。)を置くことができるものとする。 (第30条の2第1項関係)

ウ 研究科等関係課程実施基本組織に置く教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、イの2以上の研究科等(以下「関係協力研究科等」という。)の教員であって、第9条第1項各号に定める資格を有する者がこれを兼ねることができるものとする。 (第30条の2第2項関係)

エ 研究科等関係課程実施基本組織の収容定員は、関係協力研究科等の収容定員の内数とし、当該研究科等関係課程実施基本組織ごとに学則で定めるものとする。 (第30条の2第3項関係)

オ 専門職大学院については、大学院設置基準に定める研究科等関係課程実施基本組織に関する特例の適用の対象から除くこととしたこと。 (改正省令附則第3条関係)

(4) 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の一部改正

ア 学科関係課程実施学科に関する特例

(ア) 短期大学(専門職短期大学を除く。第1の1(4)及び第2の4において同じ。)は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該短期大学に置かれる2以上の学科との緊密な関係及び協力の下、当該2以上の学科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学科(以下「学科関係課程実施学科」という。)を置くことができるものとする。 (第3条の2第1項関係)

(イ) 学科関係課程実施学科に係る専任教員は、教育研究に支障がないと認められる場合には、(ア)の2以上の学科(以下「関係協力量科」という。)の専任教員がこれを兼ねることができるものとする。 (第3条の2第2項関係)

(ウ) 学科関係課程実施学科に係る専任教員数、校舎の面積及び附属施設の基準は、関係協力量科の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって足りるものとする。 (第3条の2第3項関係)

(エ) 学科関係課程実施学科の収容定員は、関係協力量科の収容定員の内数とし、当該学科関係課程実施学科ごとに学則で定めるものとする。 (第3条の2第4項関係)

(オ) 学科関係課程実施学科における教員数は、当該学科関係課程実施学科を同一分野に属する学科が1学科の場合の学科とみなして別表第1イの表により算定した教員数とするものとする。 (別表第1イ備考10関係)

イ 特別の課程履修生に対する単位授与

短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとする。 (第17条関係)

ウ その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

(5) 専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）の一部改正

ア 特別の課程履修生に対する単位授与

専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、当該専門職大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとする。 （第 28 条関係）

イ その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

(6) 専門職短期大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 34 号）の一部改正

ア 特別の課程履修生に対する単位授与

専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができるものとする。 （第 25 条関係）

イ その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

(7) 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成 18 年文部科学省令第 12 号）の一部改正

学部等連係課程実施基本組織，研究科等連係課程実施基本組織及び学科連係課程実施学科（以下「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第 3 条第 9 項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第 1 号の 2）に第 3 条第 1 項に掲げる書類（同項第 2 号，第 7 号及び第 8 号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設する日の 1 年前の日から 2 月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。 （第 3 条第 11 項関係）

## 2 改正告示

(1) 大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成 3 年文部省告示第 68 号）の一部改正

大学設置基準第 29 条第 1 項等の規定により、大学（専門職大学を含む。第 1 の 2 (1) において「単位授与大学」という。）が単位を与えることのできる学修として、大学（専門職大学，大学院及び短期大学を含む。第 1 の 2 (2) において同じ。）が編成する特別の課程における学修，高等専門学校の特設の課程における学修で、単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの及び専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、単位授与大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたものを新たに加えること。 （第 1 号，第 3 号及び第 4 号関係）

(2) 短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成 3 年文部省告示第 69 号）の一部改正

短期大学設置基準第 15 条第 1 項等の規定により、短期大学（第 1 の 2 (2) において「単位授与

短期大学」という。)が単位を与えることのできる学修として、大学が編成する特別の課程における学修、高等専門学校の特別の課程における学修で、単位授与短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの及び専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、単位授与短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものを新たに加えること。(第1号、第3号及び第4号関係)

(3) 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件(平成11年文部省告示第175号)の一部改正

研究科等連係課程実施基本組織を置く場合は、当該研究科等連係課程実施基本組織を1の専攻とみなして、別表第1の表の中欄に定める数の研究指導教員を置くとともに、同表の下欄に定める数の研究指導補助教員を置くものとする。 (第4号関係)

## 第2 留意事項

### 1 学修証明書の交付

① 今般の改正は、大学における学修へのニーズが多様化していることを踏まえ、大学の学位を与える課程における学位の取得のみならず、その一部についての学修に対する社会的認知や評価の向上を図るため、大学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、大学がその事実を証する書面(以下「学修証明書」という。)を交付すること(以下「学修証明」という。)について、制度上の位置付けをしたものであり、今後とも、これまで各大学が実施してきた類似の取組を制約するものではないこと。

一方、改正省令の施行後に学校教育法施行規則第163条の2に基づき交付する学修証明書については、これを学校教育法施行規則に基づくものとして位置付け、学修証明書にその旨を記載することが可能であること。

② 大学における学修証明としては、例えば、学位を与える課程の中に一定のまとまりを持った副専攻を設定して、当該副専攻として開設された授業科目において必要な単位を修得した者に対して学修証明書を交付することなどが想定されるが、学修証明については、大学の自主性・自律性に基づき、多様な分野において多様な取組が行われることを期待しており、学修証明の目的、分野、内容及び交付要件並びに学修証明書の記載内容及び様式については各大学において適切に設定されるべきものであること。なお、当該学修証明書が学位記や卒業証書であるとの誤認を与えないよう留意すること。

③ 第1の1(1)イにあるとおり、学修証明の対象は、体系的に開設された授業科目の単位を修得した者とされており、体系的な学修としてまとまりのある内容とすることが必要であること。したがって、体系的があるとは認めがたい授業科目において単位を修得した者に対して学修証明書を交付することはもとより、単に特定の年次に配当された授業科目において単位を修得した者や、一定の単位数を修得した者に対して、学修証明書を交付することは適切ではないこと。

④ 大学が学修証明書を交付するに当たって、文部科学大臣の認可や届出の手続は不要であること。なお、学修証明書の交付について学則への記載は必須でないこと。

### 2 特別の課程履修生への単位授与等

- ① 第1の1(1)ア及びウにあるとおり、今般、大学設置基準第31条第2項等の規定により、単位授与大学は、特別の課程履修生に対し、単位を与えることができることとするを踏まえて、大学入学後に修得したものとみなすことができる単位数やその修得に要した期間等を勘案して修業年限の通算ができる、当該単位授与大学の入学前に当該単位授与大学において一定の単位を修得した者に科目等履修生のほか、特別の課程履修生を加えることとし、大学が特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項として、単位の授与の有無（単位授与大学が編成する場合に限る。）及び実施体制を新たに加えることとしたところ。

また、本年4月には、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第2号）が施行され、履修証明制度の総時間数の下限について「百二十時間以上」と規定されていたところ、これを「六十時間」に改められたところ。

- ② これらを踏まえ、大学、高等専門学校及び専修学校における履修証明制度の適切な実施に資するため、別添4「大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について」を整理したこと。なお、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について（通知）」（平成20年1月23日付け文部科学事務次官通知（19文科初第1074号））の別添4「大学等における履修証明制度に関する留意事項について」は廃止し、今後は本通知による取扱とすること。
- ③ 第1の2(1)及び(2)にあるとおり、単位授与大学が特別の課程履修生に対して単位を与える場合には、当該単位授与大学は、当該特別の課程が、大学教育に相当する水準を有するものであることを確認する必要がある、その際、特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項とされているものについて、当該特別の課程を編成する大学等に確認することが考えられること。

### 3 実務家教員の大学教育への参画促進

- ① 今般の改正は、実務の経験及び高度の実務の能力を有する者の大学教育への参画を促すことにより、大学が社会のニーズ等を踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員（以下「実務家教員」という。）について、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合には、教育課程の編成について責任を担うこととするよう、大学が努めるべきものとするものであること。なお、ここでいう実務家教員については、職位や雇用形態の別を問わず、また、改正省令施行の際現に大学に在職する教員を含むこと。
- ② 実務家教員の実務の能力については、保有資格、実務の業績及び実務を離れた後の年数等により、判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、およその目安として、10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮されること。
- ③ 実務家教員に求められる具体的な人材像や、配置すべき実務家教員の数は、各大学・学部等の目的や学問分野の特性等によって異なるため、各大学・学部等において適切に判断すべきものであること。
- ④ 教育課程の編成への参画の在り方については、例えば、教授会や教務委員会等への参画等が考えられるが、これらに限られるものではなく、各大学において適切に判断すべきものであること。なお、ここでいう参画とは、単に教授会や教務委員会等に参加させれば足りるという趣旨ではなく、授業科目の内容及び方法の改善につながるような、実質を伴った取組を行うことが期待されるこ

と。

- ⑤ 実務家教員は、実務に関する豊富な知識・技能等を有する一方、必ずしも大学における教育活動に熟練しているとは限らないため、各大学において積極的に大学設置基準第 25 条の 3 等に基づき実施するものとされている授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（いわゆる「ファカルティ・ディベロップメント」のこと。）に参加させるよう努めること。
- ⑥ 大学の教育内容をより実践的なものにするためには、実務家教員の参画を促すのみならず、各大学が教育内容について不断の見直しを図り、その過程に全ての教員が主体的に関与することが期待されること。なお、教育内容の見直しに当たっては、学部等連係課程実施基本組織等の活用も考えられること。

#### 4 学部等連係課程実施基本組織等

##### (1) 総論

学部等連係課程実施基本組織等は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、設置できるものであること。

したがって、例えば、①学部等連係課程実施基本組織等が実施する教育課程が、横断的な分野に係る教育課程とは認められない場合、②既設の学部等を実質的に廃止若しくは改組することを目的に、新たな学部等連係課程実施基本組織を設ける場合又は③多数若しくは大規模な学部等連係課程実施基本組織等を設置することにより、教育研究に支障が生じる場合などは、学部等連係課程実施基本組織等を設置することができないこと。

同様に、各連係協力学部等についても、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で、他の連係協力学部等と緊密に連係及び協力する必要性があると認められること、かつ、連係協力学部等となることにより、当該連係協力学部等における教育研究に支障が生じないことが必要であること。

したがって、例えば、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で、その教員組織及び施設設備等を全く若しくはほとんど用いないにかかわらず、又は、教育研究上の必要性が認められないにもかかわらず、連係協力学部等となることは適切ではないこと。

また、大学の専門職学部・学科については、大学設置基準第 10 章及び別表において、専門職学部・学科以外の学部・学科とは異なる基準を設けていることなどを踏まえ、専門職学部・学科を連係協力学部とする学部等連係課程実施基本組織を設置しようとする場合には、教育研究における支障の有無について、特に慎重な検討が必要であること。短期大学の専門職学科についても同様であること。なお、専門職大学及び専門職短期大学については、学部等連係課程実施基本組織及び学科連係課程実施学科を設置することができないこと。

##### (2) 横断的な分野に係る教育課程の実施のために必要な基本的な方針について

横断的な分野に係る教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ、連係協力学部等ごとの学部等連係課程実施基本組織等の収容定員の内訳、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任その他横断的な分野に係る教育課程の実施のために必要な基本的な方針を明らかにしておくことが望ましいと考えられること。

- (3) 共同教育課程を編成する学科及び専攻，工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する学部及び研究科並びに国際連携教育課程を編成する学科及び専攻に関する特例との関係について

共同教育課程を編成する学科及び専攻，工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する工学に関する学部及び研究科並びに国際連携教育課程を編成する学科及び専攻に関する特例は，それぞれ，2以上の大学，大学院若しくは短期大学による共同教育課程，工学に関する学部とそれを基礎とする研究科との工学分野の連続性に配慮した教育課程又は大学，大学院若しくは短期大学と外国大学との国際連携教育課程を実施とするものであるところ，同一の大学，大学院又は短期大学における学部間，研究科間又は学科間における横断的な分野に係る教育課程の実施を目的とする学部等連係課程実施基本組織等の対象としてこれらの特例が適用される学部，研究科又は学科を含めることは，複数の組織間での連係と学部間，学科間又は研究科間の連携とが重複することになり，教育研究の水準の維持や教員の従事比率（エフォート）の管理が困難になると考えられることから，学部等連係課程実施基本組織等の対象から除くこととしたこと。

- (4) 大学院の修士課程における横断的な分野に係る教育課程の実施について

修士課程（博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）を含む。）を置き修士の学位を与える研究科等と専門職学位課程を置き専門職学位を与える研究科等との連係及び協力による研究科等連係課程実施基本組織の設置は認められないこと。ただし，修士の学位を与える研究科等が他の修士の学位を与える研究科等と連係及び協力により研究科等連係課程実施基本組織を設置する場合であって，連係協力研究科等となる研究科等における修士課程の一部について他の専門職学位課程との間で教員の兼務等の連携が行われている場合に，当該教員等を横断的な分野に係る教育課程において用いることは差し支えないこと。

- (5) 設置申請等の手続について

学部等連係課程実施基本組織等については，学校教育法第85条ただし書に規定する「学部以外の教育研究上の基本となる組織」（以下「学部以外の基本組織」という。）の一類型であることから，その設置に当たっては，学位の種類及び分野の変更を伴う場合には認可申請が，変更を伴わない場合には届出がそれぞれ必要であること。このため，学部等連係課程実施基本組織等は，大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第14条に基づく設置計画履行状況調査の対象となること。当該学部等連係課程実施基本組織等の設置が学位の種類及び分野の変更を伴うか否かについて疑義がある場合には，大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会の事前相談に諮ることが望ましいこと。なお，令和2年度に開設を希望する場合は10月の事前相談の受付期間に提出することが望ましい。

学部等連係課程実施基本組織等の設置の届出を行う場合には，学部等の設置の届出の際に提出が必要となる書類のうち，校地校舎等の図面，教員個人調書及び教員就任承諾書の提出は不要であり，かつ，当該届出については，当該学部等連係課程実施基本組織等を設置しようとする日の1年前の日から2か月前の日までに届出を行えば足りること。

学部等連係課程実施基本組織等の廃止については，学部（大学院の場合には研究科，短期大学の場合には学科。）の例によること。

その他設置申請等の手続の詳細については，文部科学省ホームページ等で追って公表予定であ

るが当面の間、個別に相談すること。

なお、学部等連係課程実施基本組織等の設置に係る学校法人の寄附行為変更については、通常の学部等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の場合と同様に、認可申請又は届出の手続きが必要であること。

#### (6) 名称等について

学部等連係課程実施基本組織等の名称については、社会通用性にも留意しつつ、教育研究上の目的にふさわしいものとなるよう、各大学等において適切に定めること。

なお、「学部等連係課程実施基本組織」等の名称は、あくまで法令上の用語であって、本名称の全部又は一部を、各学部等連係課程実施基本組織等の名称に含めることを求めるものではないこと。

また、学部等連係課程実施基本組織等そのものに対する社会通用性の向上に向けて、各大学等における積極的な周知・広報が期待されること。

#### (7) 収容定員について

学部等連係課程実施基本組織等の収容定員については、連係協力学部等の収容定員の総数の範囲内とし、学部等連係課程実施基本組織等ごとに学則において定めること。また、各連係協力学部等の収容定員のうち学部等連係課程実施基本組織等の収容定員として活用する内訳についてもあらかじめ定めるものとし、入学希望者や在学生等が混乱することのないよう募集要項や学部則等において明示すること。なお、医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る学部等が連係協力学部等となる場合にあっては、当該各分野における人材需要に対応する観点から、当該学部等の収容定員について学部等連係課程実施基本組織等の収容定員に活用することは適切ではないこと。

#### (8) 学生組織について

学部等連係課程実施基本組織等に所属する学生の学籍管理については、学部等連係課程実施基本組織等において行うことのほか、各連係協力学部等において行うことや学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等とが共同して行うことなどが想定されるが、各大学等において適切に判断すること。

また、各大学等においては、所属する学部等連係課程実施基本組織等に対する学生の所属意識を醸成するための取組が期待されること。

#### (9) 専任教員等について

学部等連係課程実施基本組織等の専任教員（大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員を含む。以下同じ。）については、連係協力学部等の専任教員が兼ねることができるが、これは教育研究に支障がないと認められる場合に限られること。

大学及び短期大学の専門職学部及び専門職学科については、大学設置基準第42条の6第3項又は短期大学設置基準第35条の11第3項において、それぞれいわゆる「みなし専任教員」の規定が設けていることを踏まえ、これらを連係協力学部等とする学部等連係課程実施基本組織等を設置しようとする場合には、教育研究における支障の有無について、特に慎重な検討が必要であること。

学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等の両方の専任教員を兼ねる教員については、その業務の複雑性が高まることが想定されることから、各大学、大学院及び短期大学においては、一層、個々の教員の勤務状況を適切に把握し、当該教員の勤務環境に十分に配慮するとともに、従事比率（エフォート）の管理等を通じて、当該教員の教育研究に支障が生じることがないように、適切な措置を講じることが求められること。

また、学部等連係課程実施基本組織等において、当該学部等連係課程実施基本組織等の管理運営や連係協力学部等との調整等を主に担当する教員を置くことが望ましいこと。なお、当該教員として、連係協力学部等の専任教員を兼ねる教員を置くことは妨げられないが、そのことにより当該教員の教育研究に支障が生じることがないように、十分に配慮することが求められること。

なお、改正省令による改正後の大学設置基準別表第1イ(1)備考第12及び短期大学設置基準別表第1イ備考10並びに改正告示による改正後の大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件第4号において、学部等連係課程実施基本組織等における専任教員数及び専攻ごとに置くものとする教員数の基準を定めていることから、各大学、大学院及び短期大学は本基準に基づき専任教員（連係協力学部の専任教員が兼ねる者を含む。）を適切に配置すること。ただし、改正省令による改正後の大学設置基準第42条の3の2第3項又は短期大学設置基準第3条の2第3項により、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもって学部等連係課程実施基本組織等における専任教員数の基準を満たしているものとする。

#### (10) 施設及び設備等について

学部等連係課程実施基本組織等に係る校地、校舎等の施設及び設備（以下「施設及び設備等」という。）については、連係協力学部等の施設及び設備等の一部を共用することを前提に、新たな施設及び設備等を備えることを要しないこととしているが、これは教育研究に支障がないと認められる場合に限られること。

この際、学部等連係課程実施基本組織等の学生が、連係協力学部等の施設及び設備等を十全に利用できるよう、学部等連係課程実施基本組織等と連係協力学部等の協議により、適切な体制を整えることが望ましいこと。

#### (11) 入学者選抜の方法等について

学部等連係課程実施基本組織等は入学者選抜の募集単位とすることができること。なお、入学者選抜の方法としては、従来から置かれている各連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織等においてそれぞれ入学者選抜を実施する方法に加え、各連係協力学部等及び学部等連係課程実施基本組織等が合同で実施するなど、大きくくり化することは差し支え無いこと。

また、学部等連係課程実施基本組織等の入学者選抜は、「大学入学者選抜実施要項」及び「大学院入学者選抜実施要項」を踏まえ、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うこと。

#### (12) 3つのポリシーについて

大学及び短期大学は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育

部会)や、学部等連係課程実施基本組織が横断的な分野に係る教育課程を実施するものであることを踏まえ、学位プログラムごとに、学校教育法施行規則第165条の2に規定する卒業の認定に関する方針(以下「ディプロマ・ポリシー」という。)、教育課程の編成及び実施に関する方針(以下「カリキュラム・ポリシー」という。)及び入学者の受入に関する方針(以下「アドミッション・ポリシー」という。)を定め、これら3つの方針(以下「3つのポリシー」という。)に基づき教育活動を行うことが望ましいこと。大学院については、改正省令施行の時点でカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの策定が法令上義務付けられていないが、これらの策定を義務付ける省令改正を近日中に予定していることから、これらについても策定することが必要となること。

また、3つのポリシーについては、これらを一貫した理念のもとに定め、それらに基づく体系的で組織的な大学教育を実施するとともに、当該教育課程共通の考え方や尺度を踏まえた適切な点検・評価を通じた不断の改善に取り組むことが期待されること。

なお、必ずしも3つのポリシー全てを同一の単位で策定する必要はなく、例えば、入学者が幅広い分野の知見に触れながら自らの適性や関心等に基づき専攻分野を決めることができるようアドミッション・ポリシーにおいて入学者の募集単位を大きくくり化している場合などにおいては、複数のディプロマ・ポリシーに対して1つのアドミッション・ポリシーが対応するなど、ポリシー間で策定単位が異なることとなることも考えられること。ただし、このような場合においても、3つのポリシーが全体として一貫性のあるものとして策定されるように設計を行うことが求められること。

#### (13) 教学管理体制について

学部等連係課程実施基本組織等が実施する横断的な分野に係る教育課程の質保証の観点から、教育課程の編成・実施、学生の入学及び卒業の判定並びに学位に関する審査、学生への履修指導、成績評価並びに大学設置基準第25条の3等に規定する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(いわゆる「ファカルティ・ディベロップメント」のこと。)等を実施する教学管理体制を整備することが極めて重要であること。その際、連係協力学部等が連係及び協力して、学部等連係課程実施基本組織等に各種委員会等の教学管理を担う組織を設けることが想定されること。

なお、大学、大学院及び短期大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにするという本制度の趣旨を踏まえれば、学部等連係課程実施基本組織等ごとの教学管理体制に加えて、学長の下に全学的な教学管理体制を設け、新たな学部等連係課程実施基本組織等の設置や質保証の取組を一元的に進めていくことなども考えられること。

#### (14) 学位授与について

学部等連係課程実施基本組織等を卒業又は修了した者に対する学位授与については、連係協力学部等の卒業又は修了した者に対する通常の学位と区別して、当該課程の実施主体や性格が明らかになるよう適切な方式とすること。ただし、連係協力学部等の名称を学位記に付記することを妨げるものではないこと。

#### (15) 教育研究活動の評価について

学部等連係課程実施基本組織等の教育研究活動に係る評価について、学部等連係課程実施基本組織等は学部以外の基本組織の一類型であることから、自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価など各大学、大学院若しくは短期大学又は法人単位で実施されるものにおいては、学部等連係課程実施基本組織等の教育研究活動の状況を示す必要があると考えられること。

(16) 事務の取扱について

学部等連係課程実施基本組織等に係る事務については、効率的な事務処理の観点から、連係協力学部等との緊密な連係及び協力の下、適切な体制を構築することが望ましいこと。

本件担当

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 03-(5253)4111 (内線3338)